

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 21 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

県立学校教育用端末等機器（宍道高等学校通信制課程） 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 29 日から令和 13 年 3 月 28 日まで

(4) 納入期限

令和 8 年 3 月 28 日（土）

ただし、システム構築期限は令和 8 年 3 月 25 日（水）とする。

(5) 納入場所

島根県立宍道高等学校（島根県松江市宍道町宍道 1586）

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5 年間分）で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」小分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

イ 営業種目の大分類「借入品」小分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。

- (6) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (8) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局（問い合わせ先）
〒690-8502 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階
島根県教育庁教育施設課 施設整備第二係（尾関）
電話 0852-22-6603
電子メール shisetsu@pref.shimane.lg.jp
- (2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法
令和 7 年 10 月 21 日（火）から令和 7 年 11 月 6 日（木）までの間、入札説明書閲覧申請書を提出した者に交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
日時：令和 7 年 11 月 14 日（金） 午前 10 時から
場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 教育委員室（2 階）
その他：郵便による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第 61 条第 1 項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12 を乗じて得た額」として取り扱うものとする。
- (3) 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 第 1 号、第 3 号及び第 7 号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第 69 条第 1 項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12 を乗じて得た額」として取り扱うものとする。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告 3 (1) の場所に令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 3 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否
要する。
- (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（教育施設課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 再度入札

再度入札は、2回を限度とする。

(10) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することができるものとする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。